

みんなの笑顔を支える

地域包括 支援センター

高齢者のみなさん
お気軽にご相談ください！



広島市

2026年4月作成

地域包括支援センターは高齢者の暮らしを総合的にサポートします!!

地域包括支援センターは、高齢者がすこやかに暮らすための様々な相談に対応する地域の総合相談窓口です。
お気軽にご相談ください!

たとえば…

権利や財産 について

「近所の高齢者が虐待^{ぎゃくたい}にあっている気がする」「悪質商法^{とくしほさぎ}や特殊詐欺の被害にあった」「認知症などで財産管理に自信がない」といった高齢者の権利や財産などの不安についての相談に対応し、被害の防止や救済、制度の紹介などを行います。



たとえば…

介護や健康 について

「足腰が弱くなった」「もの忘れが心配」「今の健康を維持したい」といった高齢者の介護や健康についての相談に対応し、要介護認定の申請の代行や、介護予防のためのケアプランの作成、受けられるサービスの紹介などを行います。



地域包括支援センター

保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャーなどの専門職が中心となって、お互いに連携をとりながら「チーム」として高齢者の暮らしを支えています。



たとえば…

地域での暮らし について

高齢者がいつまでも住み慣れた地域で安心して暮らせるように、介護にかかわるケアマネジャーへの支援をはじめとして、さまざまな関係機関や地域住民のみなさんと協力できるネットワークづくりを進め、その中心的な役割を担います。



もくじ

介護や健康についての相談

みなさんの健康状態によって
利用できるサービスが違います

4

「介護予防」のためのサービス利用を
サポートします

6

「介護予防・日常生活支援総合事業」は
市区町村が行う介護予防事業です

8

権利や財産についての相談

「虐待」から高齢者の心身と尊厳を
守ります

10

「消費者トラブル」による高齢者の
被害を防ぎます

11

「成年後見制度」の利用を支援して
高齢者の財産を守ります

12

地域みんなで協力します

地域住民による「介護予防の拠点づくり」や
「認知症の人と家族等にやさしい地域づくり」
「見守り活動」を進めています

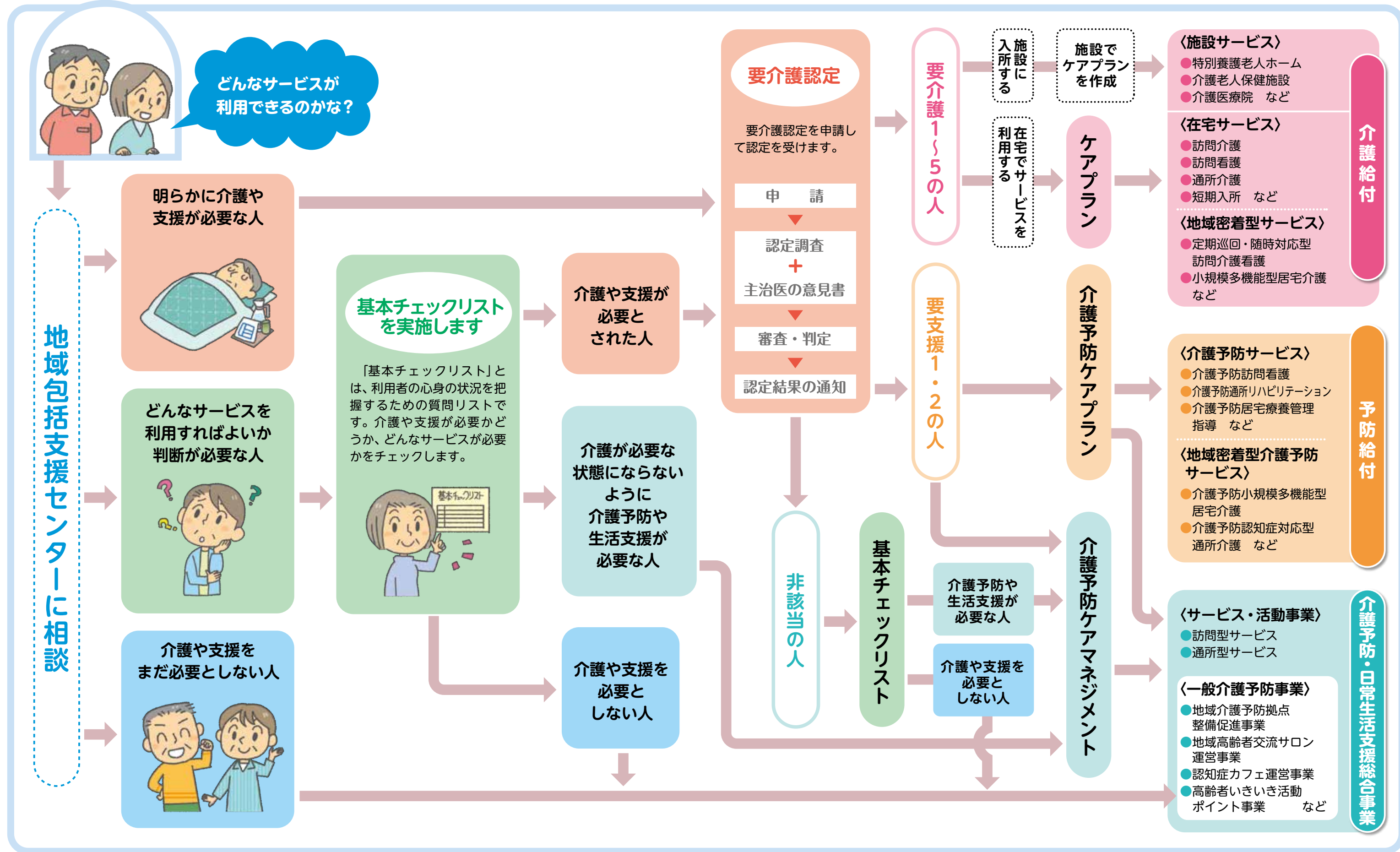
14

地域の関係機関で「ネットワーク」を
つくって支えます

15

みなさんの健康状態によって利用できるサービスが違います

自立した生活を送るために、どんなサービスを利用できるのか、まずは近くの地域包括支援センターや各区役所地域支えあい課に相談しましょう。サービス利用までの流れは以下のとおりです。



「介護予防」のためのサービス利用をサポートします

要介護認定で要支援1・2と認定された人は、地域包括支援センター等で「介護予防ケアプラン」を作成して介護予防サービスや、サービス・活動事業を利用します。

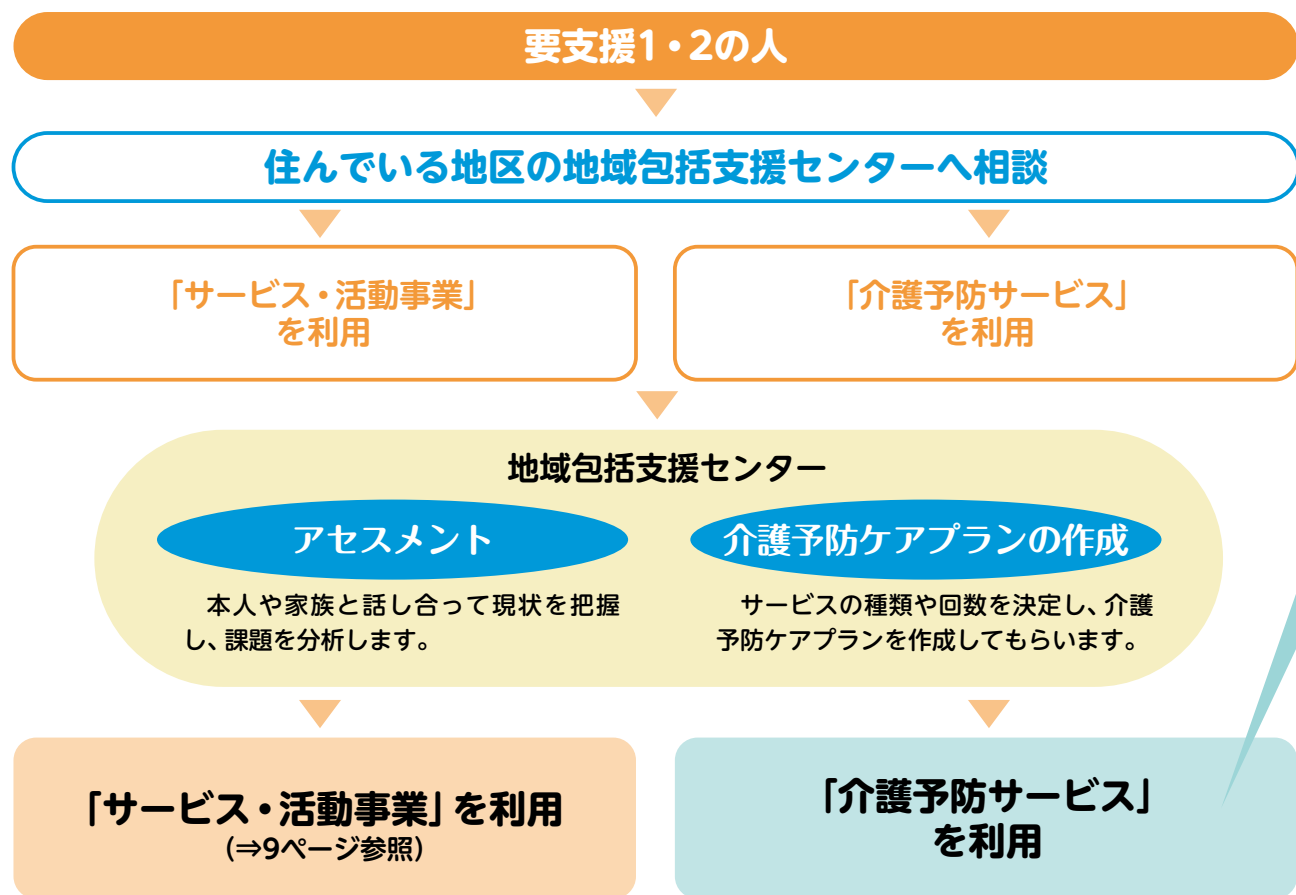
●例えばこんなことはありませんか

Q

要支援2に認定されたのですが、
どんなサービスが利用できるのですか。

要支援1・2に認定された人は、「介護予防サービス」と介護予防・日常生活支援総合事業の「サービス・活動事業」が利用できます。まずは住んでいる地区の地域包括支援センターへ相談しましょう。

サービス利用の流れ



※介護予防サービスとサービス・活動事業を合わせて利用することもできます。

介護予防サービス（地域密着型介護予防サービスを含む）

●訪問サービス

介護予防訪問入浴介護

疾病など特別な理由がある場合に、介護職員と看護職員に居宅を訪問してもらい、入浴の支援が受けられます。

介護予防訪問リハビリテーション

理学療法士や作業療法士、言語聴覚士に居宅を訪問してもらい、リハビリテーションが受けられます。

介護予防訪問看護

看護師などに居宅を訪問してもらい、介護予防を目的とした療養上の世話などが受けられます。

介護予防居宅療養管理指導

医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士などに居宅を訪問してもらい、療養上の管理や指導が受けられます。

●通所サービス

介護予防通所リハビリテーション（デイケア）

介護老人保健施設などで、日常生活上の支援やリハビリテーションを日帰りで受けられます。

●短期入所サービス

介護予防短期入所生活介護（ショートステイ）

介護老人福祉施設などに短期間入所して、日常生活上の支援や機能訓練などが受けられます。

介護予防短期入所療養介護（ショートステイ）

介護老人保健施設などに短期間入所して、医療上のケアを含む日常生活上の支援や機能訓練、医師の診察などが受けられます。

●その他のサービス

介護予防支援

地域包括支援センターの保健師などが介護予防ケアプランを作成し、サービスの利用者を支援します。

介護予防福祉用具貸与

福祉用具のうち、介護予防に役立つものについて貸与が受けられます。

介護予防住宅改修費支給

介護予防に役立つ、手すりの取り付けや段差解消などの住宅改修をしたとき、住宅改修費が支給されます。

介護予防特定施設入居者生活介護

有料老人ホームなどに入居している人が、日常生活上の支援や機能訓練などが受けられます。

特定介護予防福祉用具購入費支給

入浴や排せつ、移動などに使用する福祉用具のうち介護予防に役立つ用具を購入したとき、購入費が支給されます。

地域密着型介護予防サービス

介護予防小規模多機能型居宅介護

通いを中心に、訪問や短期間の宿泊を組み合わせた多機能なサービスが受けられます。

介護予防認知症対応型共同生活介護

認知症の人が共同生活する住居で、日常生活上の支援や機能訓練などが受けられます。

※要支援1の人は利用できません。

介護予防認知症対応型通所介護

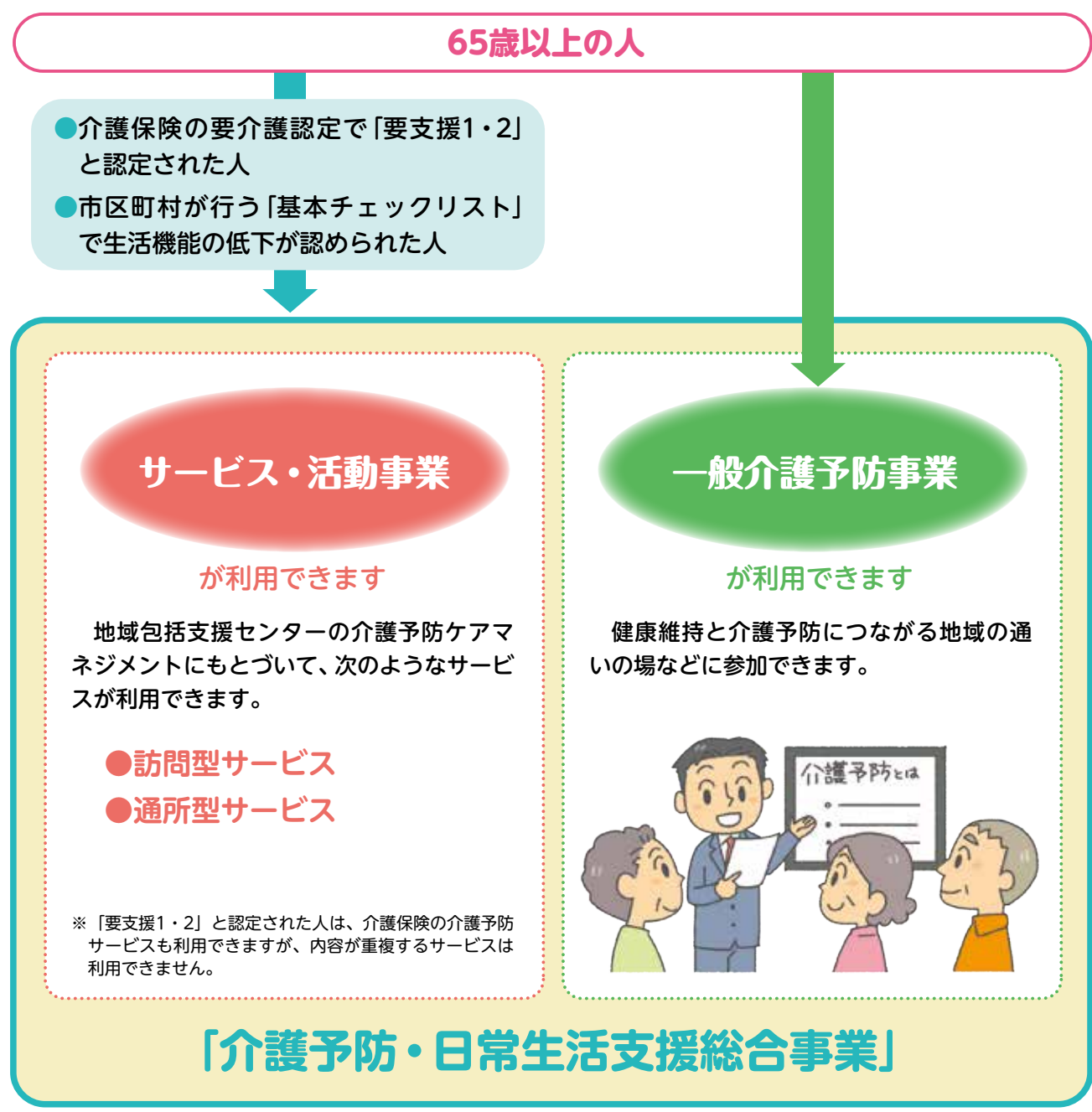
認知症の人が、食事・入浴などの日常生活上の支援や機能訓練などを日帰りで受けられます。



「介護予防・日常生活支援総合事業」は 市区町村が行う介護予防事業です

介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）は、生活機能の低下が見られるなど介護予防や生活支援が必要な65歳以上の人ができる「サービス・活動事業」と65歳以上のすべての人ができる「一般介護予防事業」の2種類があります。

サービス利用 の流れ



「介護予防・日常生活支援総合事業」ではこんなサービスが利用できます

「サービス・活動事業」のサービス

要支援1・2、事業対象者の人が利用できるサービス
「訪問介護サービス」と「1日型デイサービス」は総合事業開始以前に介護予防給付で提供していたサービスと同じ内容のサービスです。



名 称	内 容
訪問介護サービス	ホームヘルパーが居宅を訪問し、身体介護や生活援助を行います。
生活援助特化型訪問サービス	ホームヘルパーや一定の基準の研修を受けた生活援助員が居宅を訪問し、生活援助を行います。
住民主体型生活支援訪問サービス	地域団体等*のボランティアが居宅を訪問し、簡易な生活支援を行います。
短期集中予防支援訪問サービス	リハビリ専門職や管理栄養士が居宅を訪問し、日常生活動作や生活機能の向上に向けた相談支援を行います（利用時間30分または60分、利用期間3か月）。

※広島市が公募により選定した団体です（実施団体といいます）。広島市は実施団体に対し、生活支援を行うために必要な運営費等を補助します。

通所型サービス

名 称	内 容
1日型デイサービス	デイサービスセンターで、生活支援（入浴や食事）や機能訓練等を行います。
短時間型デイサービス	デイサービスセンターで、運動を中心とした機能訓練等を行います（利用時間2時間以上3時間未満、利用期間 原則3～12か月）。
短期集中運動型デイサービス	デイサービスセンター等で専門職が運動器の機能向上プログラムを提供します（利用時間1～2時間、利用期間3か月）。
短期集中通所口腔ケアサービス	口腔機能低下がみられる方に対して、歯科医院で歯科医師や歯科衛生士が口腔機能向上プログラムを提供します（最大7回、利用時間15分以上）。

（注）サービスの利用にあたっては、原則自己負担が生じます。
〈例〉要支援1の認定を受けた介護保険負担割合が1割の方の場合（2026年4月1日時点）
●訪問介護サービスを週1回利用 →1か月の負担額1,259円
●1日型デイサービスを週1回利用 →1か月の負担額1,879円



「一般介護予防事業」のサービス

65歳以上のすべての人が利用できる通いの場

①地域介護予防拠点	②地域高齢者交流サロン	③認知症カフェ
住民運営の運動を中心とした介護予防の拠点となる通いの場（週1回以上）。	地域団体が実施する「ふれあい・いきいきサロン」などの通いの場（月1回以上）。	認知症の人と家族、地域住民、専門職等が気軽に集い、相談や交流ができる場（月1回以上）。 ※65歳未満の人でも利用できます。

※広島市は①～③の活動の立ち上げや活動の活性化を支援します。

社会参加の促進（高齢者いきいき活動ポイント事業）

高齢者の社会参加を促進するため、そのきっかけづくりとして、介護予防・健康増進に資する活動や地域でのボランティア活動などに参加した高齢者にポイントを付与し、貯まったポイント数に応じて奨励金（1ポイント＝100円、最大1万円）を支給します。

「虐待」から高齢者の心身と尊厳を守ります

高齢者本人と家族を支援します

高齢者虐待は、高齢者の「人としての尊厳」を傷つける行為です。高齢者のなかには、虐待を受けていても声を上げられないでいる人がいます。また、虐待をしている家族などにその自覚がないことも少なくありません。このような場合は第三者が介入し、高齢者本人やその家族など双方に適切な支援をして、虐待にいたる悪循環を止める必要があります。まずは地域包括支援センターにご相談ください。



こんなことが虐待になります

身体的虐待

- たたく、つねる、殴る、蹴る、やけどを負わせるなど
- ベッドにしばりつける、薬を過剰に与えるなど

介護・世話の放棄・放任

- 空腹、脱水、栄養失調の状態のままにするなど
- 劣悪な衛生状態や住環境の中に放置するなど

心理的虐待

- 排せつなどの失敗に対して高齢者に恥をかかせるなど
- 怒鳴る、ののしる、悪口を言う、無視する、子ども扱いするなど

性的虐待

- 排せつの失敗などに対し懲罰的に下半身を裸にして放置するなど
- キス、性器への接触、セックスを強要するなど

経済的虐待

- 日常的に必要なお金を渡さない、使わせないなど
- 不動産、年金、預貯金などを本人の意思・利益に反して使用するなど

「もしかしたら」と思ったら相談・通報を

高齢者本人やその家族に限らず、地域の人たちも「もしかしたら虐待かも」と思ったら、近くの地域包括支援センターや各区役所地域支えあい課に迷わず相談・通報しましょう。状況に応じてさまざまな関係機関と連携して、適切に対応します。

※養介護施設従事者等による高齢者虐待については、広島市健康福祉局高齢福祉部地域包括ケア推進課（冊子の最終ページ参照）にご相談ください。



1

相談・通報

相談・通報者の個人情報
は厳守されます。

2

安全・事実確認

訪問などで高齢者の安全や、虐待の事実確認をします。

3

支援の実施

高齢者の施設入所、介護サービス提供など必要な支援をします。

4

モニタリング

支援が適切であったかどうか定期的に再検討します。

「消費者トラブル」による 高齢者の被害を防ぎます



高齢者を対象とした、悪質商法や特殊詐欺などの被害が深刻化しています。高齢者本人は「自分は大丈夫」という油断をしていたり、だまされてもその自覚がなかったりすることがあります。本人だけでなく、周囲の人が「普段と変わりはないか」と見守ることが大切です。なにか困ったことが起きたら、早めに地域包括支援センターなどにご相談ください。

よくある消費者トラブル

「通信販売」によるトラブル

ネット広告で見つけたサプリメントやしみ取りクリームなどの化粧品を1回だけのつもりで購入したが、定期購入になっていたなどのトラブルが増えています。



「オレオレ詐欺」の手口

電話で息子を名乗る者から「不倫相手を妊娠させた。弁護士費用でお金が必要になった。」などと言ったり、警察官等を名乗る者から「あなたの口座が悪用されている。このままでは逮捕される。解決するにはお金が必要。」などと言ったりして、お金をだまし取ります。



よくある悪質商法の手口

「訪問」による手口

自宅を訪問して、高齢者の不安をあおったり、同情をかったり、親切な人を装ったりして、高額かつ不要な改修工事や売りのつものない貴金属の買い取りなどの契約をさせます。



SNSを悪用した詐欺にも注意！

「SNS型投資詐欺」

SNS等を通じて、会うことなく関係を深め、「投資すれば儲かる」と信じさせ、偽物の投資アプリ等に誘導し、アプリ上では儲けが出ているように表示することで、投資金やその利益の出金手数料名目などでお金をだまし取ります。



よくある特殊詐欺の手口

「還付金詐欺」の手口

電話で市役所や年金事務所等の職員を名乗り、「還付金がある、今日までに手続きをしないといけない。」などと言って、ATMで手続きするよう誘導し、犯人の口座にお金を振り込ませてだまし取ります。



「架空料金請求詐欺」の手口

電話やメールで、身に覚えのないサイトの利用料など「未払いの料金がある」と告げ、支払わなければ裁判を起こすなどと不安や恐怖をあおり、架空の料金を請求します。



「電話」による手口

自宅に電話をかけて、言葉巧みに商品購入などの契約をさせます。また、勝手に商品を送りつけたあとで、代金を支払うよう強迫的な電話をかけてくる手口もあります。



「SNS型ロマンス詐欺」

SNSやマッチングアプリを通じて、会うことなく関係を深め、恋愛感情や親近感を抱かせながら、「2人の将来のために投資をしてほしい。」「あなたと結婚するためにお金が必要。」などと言って、お金をだまし取ります。



「成年後見制度」の利用を支援して 高齢者の財産を守ります

高齢者が安心して暮らすためには、お金の管理や日常生活上の手続き・契約なども重要です。「成年後見制度」は、そうした面で認知症などで判断能力が不十分な高齢者を支援します。

成年後見制度とは？

■制度を利用できる人は？

成年後見制度（法定後見制度）の対象者は、現在すでに判断能力が不十分な人です。能力の程度によって、「**後見**」（判断能力が欠けているのが通常の状態の人）、「**保佐**」（判断能力が著しく不十分な人）、「**補助**」（判断能力が不十分な人）の3つの類型に分けられます。

また、法定後見制度のほかに、現在は判断能力が十分である人が、将来、認知症などで判断能力が不十分になった場合に備える「任意後見制度」もあります。

■受けられる支援内容は？

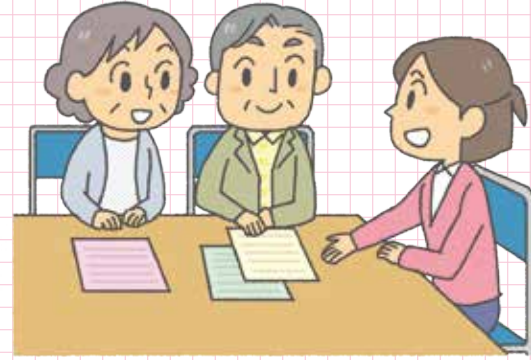
財産管理

本人の預貯金の管理、不動産などの処分、遺産分割などの財産に関する契約などについての助言や支援を行います。



身上保護

介護・福祉サービスの利用、病院の入退院の手続きや費用の支払いなど、日常生活にかかわる契約などを支援します。



■利用するための手続きは？

1 申立て

本人の住所地を管轄する家庭裁判所に申立てをします。配偶者や親族などによる申立てもできます。

2 審判

家庭裁判所での調査や鑑定などを経て、もっとも適切と思われる後見人等の選任が行われます。

3 後見開始

後見人等による支援が始まります。後見人等は、家庭裁判所の監督を受け、支援経過を報告します。

地域包括支援センターが支援します

成年後見制度は家庭裁判所に申立てをして利用しますが、地域包括支援センターでは、高齢者本人や家族などが必要に応じて適切に利用できるように様々な支援を行っています。分からないことがあったら、お気軽にご相談ください。



「かけはし」(福祉サービス利用援助事業) もあります

「かけはし」(福祉サービス利用援助事業)とは、判断能力が低下した高齢者などを対象に社会福祉協議会が行うサービスです。福祉サービスの利用支援や日々の金銭管理など成年後見制度と似ていますが、支援できる範囲が違います。成年後見制度よりも比較的身近な事柄について利用できるサービスです。くわしくは、地域包括支援センターや社会福祉協議会にお問い合わせください。

■受けられる支援内容は？

福祉サービスの利用援助

介護・福祉サービスの情報を提供し、利用する際の手続きなども支援します。

日常的な金銭管理

公共料金や家賃の支払いや、預貯金からの生活費の出し入れなどを支援します。

書類等の預かり

年金証書、預貯金通帳、権利証、実印、銀行印など大切な書類等を預かります。

※契約によるサービス提供のため、本人の契約意思と能力が必要です。また、内容により利用料が発生します。
※多額の財産管理や施設への入所契約など重要な決定を本人の代わりに行うことはできません。



地域住民による「介護予防の拠点づくり」や「認知症の人と家族等にやさしい地域づくり」「見守り活動」を進めています

介護予防のための拠点づくり

介護予防は元気なうちから継続的に取り組んでいく必要があります。

誰もが身近な地域で介護予防に取り組むことができるよう、地域住民による「地域介護予防拠点」づくりの活動に対して、地域包括支援センターが支援を行っています。広島市では、おおむね週1回、いきいき百歳体操などの筋力アップ運動を中心とした活動を行うことを推奨しています。

詳しくは近くの地域包括支援センターや各区役所地域支えあい課にお問い合わせください。



認知症の人と家族等にやさしい地域づくり

認知症の人が症状・容態に応じた適切な支援につながるよう支援するとともに、認知症サポーター養成講座等の開催や認知症カフェの支援など、認知症の人と家族等にやさしい地域づくりを支援しています。

「みまもり」のネットワーク

地域包括支援センターは、民生委員や地区社会福祉協議会、町内会・自治会、単位老人クラブ等の地域団体等と連携し、地域全体で高齢者を見守り支え合うためのネットワークづくりを進めています。

ネットワークが高齢者の問題や異変を早期に発見し、地域包括支援センターに報告します。報告を受けた地域包括支援センターは適切な機関と連絡を取り合い、問題解決の支援をして、高齢者のみなさんが安心して暮らしていける地域づくりに努めています。



地域の関係機関で「ネットワーク」をつかって支えます

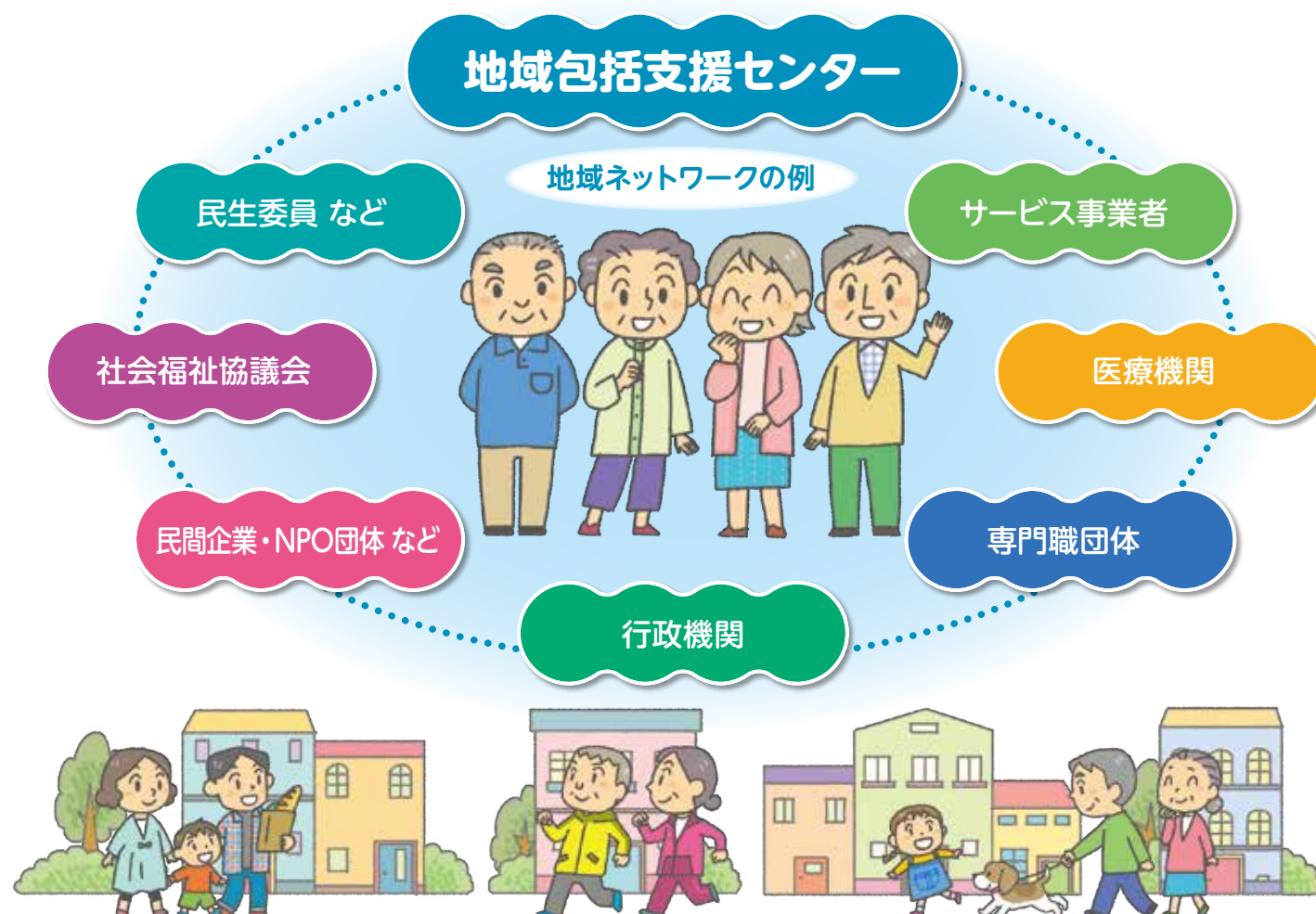
地域のケアマネジャーを支えます

ケアマネジャーは、介護にかかわる専門職で、高齢者が健やかに暮らしていくための重要な役割を果たしています。地域包括支援センターでは、そんな地域で働くケアマネジャーの仕事を支えています。円滑に日常業務をできるように、サービス事業者などとの連絡調整をしたり、ケアマネジャー同士が情報を共有できるネットワークをつくったりして、高齢者に質の高いサービスを提供するための体制をつくっています。



地域包括支援センターを中心にさまざまな機関で支えます

高齢者の暮らしを支えるのは介護だけではなく。高齢者一人ひとりの心身の健康状態、生活環境の変化などにおけるさまざまな問題を解決するためには、医療機関をはじめとした関係機関が緊密に連携することが大切です。地域包括支援センターが中心となって、そうした地域のネットワークづくりを進めています。さまざまな問題に途切れることなく支援が受けられ、住み慣れた地域で暮らし続けることができるように、高齢者の生活全体を支えていきます。



お問合せ先

地域包括支援センター

(2026.4.1)

担当圏域(おおむね中学校区)		名 称	事 務 所		
			所 在 地	TEL	FAX
中 区	1 幟町(基町小学校区)	広島市基町地域包括支援センター	中区基町19-2-425	502-7955	502-7966
	2 幟町(基町小学校区除く)	広島市幟町地域包括支援センター	中区東白島町13-26	222-6608	222-6609
	3 国泰寺	広島市国泰寺地域包括支援センター	中区昭和町12-2	249-0600	544-1456
	4 吉 島	広島市吉島地域包括支援センター	中区光南1-4-6	545-1123	545-1124
	5 江 波	広島市江波地域包括支援センター	中区江波二本松2-6-27	296-4833	533-7100
東 区	1 福木・温品	広島市福木・温品地域包括支援センター	東区上温品1-11-27-101	280-2330	562-2333
	2 戸 坂	広島市戸坂地域包括支援センター	東区戸坂中町2-29	516-0051	516-0052
	3 牛田・早稲田	広島市牛田・早稲田地域包括支援センター	東区牛田本町5-1-2 7階	228-2033	221-7675
	4 二 葉	広島市二葉地域包括支援センター	東区若草町10-14はらだビル2階	263-3864	263-3870
南 区	1 大 州	広島市大州地域包括支援センター	南区大州1-1-26	581-6025	581-6026
	2 段 原	広島市段原地域包括支援センター	南区段原南1-3-52広島段原ショッピングセンター2階	261-8588	261-8688
	3 翠 町	広島市翠町地域包括支援センター	南区出汐2-3-46	252-5500	252-5530
	4 仁保・楠那	広島市仁保・楠那地域包括支援センター	南区東本浦町26-8たおビル2階	286-6112	298-2234
	5 宇品・似島	広島市宇品・似島地域包括支援センター	南区宇品神田3-7-15坂本ビル2階	252-6456	252-6458
西 区	1 中 広	広島市中広地域包括支援センター	西区三篠町1-8-21 2階	509-0288	230-8190
	2 観 音	広島市観音地域包括支援センター	西区観音町16-19 3階	292-3582	292-3172
	3 己斐・己斐上	広島市己斐・己斐上地域包括支援センター	西区己斐本町2-7-13	275-0087	275-0070
	4 古 田	広島市古田地域包括支援センター	西区古江東町5-3-104	272-5173	272-5186
	5 庚 午	広島市庚午地域包括支援センター	西区草津東2-8-5	507-1210	271-3410
	6 井口台・井口	広島市井口台・井口地域包括支援センター	西区井口2-5-19	501-6681	276-5541
安佐南区	1 城山北・城南	広島市城山北・城南地域包括支援センター	安佐南区緑井6-37-5-102	831-1157	876-1096
	2 安佐・安佐南	広島市安佐・安佐南地域包括支援センター	安佐南区中須2-19-6 3階	879-1876	879-7764
	3 高取北・安西	広島市高取北・安西地域包括支援センター	安佐南区高取北1-17-41	878-9401	847-1475
	4 東原・祇園東	広島市東原・祇園東地域包括支援センター	安佐南区東原3-14-4	850-2220	850-1107
	5 祇園・長束	広島市祇園・長束地域包括支援センター	安佐南区山本1-4-25	875-0511	875-0513
	6 戸山・伴・大塚	広島市戸山・伴・大塚地域包括支援センター	安佐南区伴中央2-5-12	849-5860	849-5861
安佐北区	1 白 木	広島市白木地域包括支援センター	安佐北区白木町小越218-2	828-3361	828-7188
	2 高陽・亀崎・落合	広島市高陽・亀崎・落合地域包括支援センター	安佐北区亀崎1-1-6フジグラン高陽2階	841-5533	845-8811
	3 口 田	広島市口田地域包括支援センター	安佐北区口田南7-11-22	842-8818	842-8835
	4 三入・可部	広島市三入・可部地域包括支援センター	安佐北区三入5-16-31	516-6611	516-6681
	5 亀 山	広島市亀山地域包括支援センター	安佐北区亀山4-2-36	819-0771	814-0501
	6 清和・日浦	広島市清和・日浦地域包括支援センター	安佐北区あさひが丘3-18-13-7-101	810-4688	810-4185
安芸区	1 瀬野川東(中野東小学校区含む)	広島市瀬野川東地域包括支援センター	安芸区瀬野2-17-33	820-3711	554-5021
	2 瀬野川(中野東小学校区除く)・船越	広島市瀬野川・船越地域包括支援センター	安芸区中野2-15-7	893-1839	893-1866
	3 阿戸・矢野	広島市阿戸・矢野地域包括支援センター // (阿戸連絡所)	安芸区矢野東6-23-15 安芸区阿戸町418-1	889-6605 856-0613	889-5666 856-0115
佐伯区	1 湯来・砂谷	広島市湯来・砂谷地域包括支援センター	佐伯区湯来町白砂82-4	(0829)86-1241	(0829)86-1242
	2 五月が丘(石内小学校区除く)・美鈴が丘	広島市五月が丘・美鈴が丘地域包括支援センター	佐伯区美鈴が丘西1-3-9	208-5017	208-5018
	3 三和(石内小学校区含む)	広島市三和地域包括支援センター	佐伯区五日市町石内6405-1	926-0025	929-0200
	4 城山・五日市観音	広島市城山・五日市観音地域包括支援センター	佐伯区千同1-30-6	924-7755	924-7761
	5 五日市	広島市五日市地域包括支援センター	佐伯区五日市中央2-4-40	924-0053	921-2865
	6 五日市南	広島市五日市南地域包括支援センター	佐伯区菜々園4-2-19-101	924-8051	924-8052

区役所・市役所

機 関	住 所	TEL	FAX
広島市中区厚生部地域支えあい課	中区大手町4-1-1 (大手町平和ビル内)	504-2586	504-2175
広島市東区厚生部地域支えあい課	東区東蟹屋町9-34 (東区総合福祉センター内)	568-7731	568-7790
広島市南区厚生部地域支えあい課	南区皆実町1-4-46 (南区役所別館内)	250-4109	254-4030
広島市西区厚生部地域支えあい課	西区福島町2-24-1 (西区地域福祉センター内)	294-6289	294-6113
広島市安佐南区厚生部地域支えあい課	安佐南区中須1-38-13 (安佐南区総合福祉センター内)	831-4568	870-2255
広島市安佐北区厚生部地域支えあい課	安佐北区可部3-19-22 (安佐北区総合福祉センター内)	819-0587	819-0602
広島市安芸区厚生部地域支えあい課	安芸区船越南3-2-16 (安芸区総合福祉センター内)	821-2810	821-2832
広島市佐伯区厚生部地域支えあい課	佐伯区海老園1-4-5 (佐伯区役所別館内)	943-9728	923-1611
広島市健康福祉局高齢福祉部地域包括ケア推進課	中区国泰寺町1-6-34	504-2648	504-2136